
「一宮市地域防災計画」修正要旨（２０２６年５月修正）

●地域防災計画修正の基本方針

市町村地域防災計画は、地域にかかる関係機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について総合的な運営を計画したもので、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないこととされている（災害対策基本法第４２条）。

本市においても、防災基本計画及び愛知県地域防災計画の修正等を基本に毎年修正を実施している。

●主な修正事項

1 防災基本計画の修正を踏まえた修正

○被災者援護協力団体との平時からの連携

災害時にボランティアの活動が円滑に行われるよう、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努めること等を追記。

【修正箇所】

新旧対照表 風水害等災害編 P 7

新旧対照表 地震災害編 P 4

○物資の備蓄状況の公表

必要とされる食料、飲料水、生活必需品等の物資について、その備蓄状況を年１回公表することを追記。

【修正箇所】

新旧対照表 風水害等災害編 P 3

新旧対照表 地震災害編 P 7

○広域避難時の避難元・避難先市町村間の情報連携の推進

被災した住民が、市町村の区域または県域を越えて避難する必要がある場合に、被災した市町村と避難先市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うこと等を追記。

【修正箇所】

新旧対照表 風水害等災害編 P 13

新旧対照表 地震災害編 P 13

○中部管区行政評価局における措置

災害対策基本法第２条第４号に規定する指定地方行政機関に、中部管区行政評価局が追加されたことを受け、中部管区行政評価局における措置等について追記。

【修正箇所】

新旧対照表 風水害等災害編 P 16

新旧対照表 地震災害編 P 16

2 その他最近の国の施策等を踏まえた修正

○新たな防災気象情報の運用開始を踏まえた修正

風水害対策等における指令基準を修正。

【修正箇所】

新旧対照表 風水害等災害編 P 10

3 一宮市災害対策本部組織体制の修正

○市組織名称に合わせ災害対策本部各部の名称等を修正

市の組織名称及び部課体制に合わせ、名称及び班の配置を修正。

【修正箇所】

新旧対照表 風水害等災害編 P 8

新旧対照表 地震災害編 P 10

新旧対照表 原子力災害編 P 1